

山口県土木関係建設コンサルタント業務 総合評価競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県が発注する土木関係建設コンサルタント業務に係る総合評価競争入札（以下「総合評価方式」という。）の実施に関する事務取扱について、法令及び他の要綱・要領等に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において総合評価方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（政令167条の12第4項及び第167条の13により準用される場合を含む。）の規定に基づき、価格のほか、価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、山口県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(適用対象業務)

第3条 この要領は、予定価格が概ね2千万円以上かつ高度な技術力を要する土木関係建設コンサルタント業務のうち、発注者が選定した業務に係る委託契約を締結しようとする場合に適用する。

(総合評価方式の決定)

第4条 総合評価方式の実施にあたっては、当該業務の規模や業務内容、技術的な工夫の余地等の技術的難易度に応じて、次の総合評価方式の型式（以下「型式」という。）の中から適用する型式を決定する。

(1) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい業務について、履行の確実性を確認するために、企業や配置技術者の同種業務の実績や業務成績等に基づく技術力を評価し、入札価格と総合的に評価する。

(2) 標準型

技術的な工夫の余地が小さい業務以外の業務で、簡易型で評価する技術力に加え、評価テーマに関する技術提案に基づく技術力を評価し、入札価格と総合的に評価する。

2 契約担当者は、当該業務の総合評価方式での発注を検討し、総合評価方式適用の可否、適用する型式及び落札者決定基準について、競争入札審査会に諮り決定する。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第5条 契約担当者は、総合評価方式の実施に当たり、山口県会計規則第156条の2（同規則第165条により準用される場合を含む。）の規定により、学識経験者からなる総合評価審査委員会の意見を聴かなければならない。

(入札参加者への周知)

第6条 第3条により総合評価方式で発注しようとする場合は、当該入札に参加を希望する者に次の事項を周知しなければならない。

(1) 総合評価方式である旨

- (2) 総合評価方式に係る落札者決定基準等
- (3) 提出を求める総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）の内容および提出日等必要事項
- (4) 虚偽資料の提出に対する措置
- (5) 技術提案資料の作成に要した費用は入札参加者の負担とする旨
- (6) 技術提案資料を指定された日までに提出しない者の入札書は無効とする旨
- (7) その他必要な事項

（技術提案資料の提出）

- 第7条 入札参加希望者は、指定された日までに技術提案資料を提出するものとする。
- 2 前項の規定による提出の時期については、原則として入札書提出開始日の前日までの間の任意の日で契約担当者が指定する日（以下「提出期限日」という。）とする。
 - 3 提出された技術提案資料は返却しない。また、提出期限日以降の技術提案資料の訂正、差し替えは認めない。

（落札者決定基準）

- 第8条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他必要な基準を定めるものとする。

（評価基準）

- 第9条 評価基準は、技術力等に係る評価項目及び得点配分とする。

（1）評価項目

評価項目は、企業の技術的能力、配置技術者の技術的能力、実施方針、技術提案とし、業務の目的や内容により必要となる技術的要件に応じて設定するものとする。

（2）得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度や重要度に応じて定めるものとし、評価項目毎の得点の合計により次式により評価点（以下「技術評価点」という。）を算定する。

$$\text{技術評価点} = \sum \left(\frac{\text{評価項目ごとの得点合計}}{\text{評価項目ごとの配点合計}} \times \text{項目ごとの換算値} \right)$$

（評価の方法）

- 第10条 価格及び技術力等に係る総合評価は、技術評価点と当該入札参加者の入札価格等から次式により算定される評価点（以下「価格評価点」という。）の和で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の配分点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格}}{\text{入札書比較価格}} \right) \right)$$

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

（入札）

- 第11条 入札後「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。

- (1) 競争入札審査会において評価値の確認を行ったうえで、落札者を決定すること。
 - (2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知する。
- 2 技術提案資料を第7条第1項により定められた時期までに提出しない者の入札書は無効とする。

(落札者決定の方法)

第12条 落札者は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 低入札価格調査において不落札とならないこと。
- 2 契約担当者は、評価値について競争入札審査会に諮った後、落札者を決定する。
- 3 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(技術提案資料の審査)

第13条 技術提案資料の審査は、競争入札審査会において行うものとする。

- 2 技術提案資料の審査にあたっては、評価項目への対応、履行の確実性等を評価し、あわせて記載事項の確認をおこなうものとする。

(入札結果の公表)

第14条 技術提案資料の評価結果、入札価格および評価値については公表する。

(履行の担保及び虚偽資料の提出に対する措置)

第15条 実際の履行に際しては、技術提案の内容を満たした履行がされていることを確認する。

- 2 技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責である場合には、再度の履行を行わせる。ただし再度の履行が困難な、あるいは合理的ではない場合は不誠実な行為として取り扱う。また、あわせて業務成績評定の減点対象とし、加算点の範囲内で評価項目の配点に応じた業務成績評定点を減点する。
- 3 技術提案資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合も同様の措置とする。
- 4 技術提案が不履行の場合及び虚偽の記載があった場合の措置の内容については、競争入札審査会に諮り決定するものとする。

(技術提案の保護)

第16条 技術提案については、以後の業務において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、知的財産権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(技術提案資料の作成費用)

第17条 入札参加者が技術提案資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(その他)

第18条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。